

地域協働活動応援事業交付金に関する協定書

松山市(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、
松山市地域におけるまちづくり交付金交付要綱(以下「要綱」という。)に基づき以下のとおり協
定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、要綱に基づく地域協働活動応援事業交付金の交付に際し、必要な事
項を定める。

(定義)

第2条 この協定書において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

(甲の役割)

第3条 甲は、地域におけるまちづくりの推進のため、乙と協議のうえ必要な支援を行うものと
する。

(乙の役割)

第4条 乙は、地域におけるまちづくりの推進のため、行政機関等の公的団体と協働し、次の
取組を実施するものとする。

- (1) 地域内の連絡調整に関すること。
- (2) 各種団体から発行される文書等の配布回覧に関すること。
- (3) 地域防犯活動に関すること。
- (4) 募金(共同募金、日赤社資)協力活動に関すること。
- (5) その他、地域の発展に必要な事業

(協定期間)

第5条 この協定書の締結期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(情報交換及び協議)

第6条 甲及び乙は、協働して行う事務を円滑に進めるため情報交換及び協議を目的とした
場を設けるものとする。

(協議)

第7条 本協定書に定めのない事項又は疑義が生じた条項については、甲乙協議の上、定め
るものとする。

令和7年4月1日

甲 松山市二番町四丁目7番地2
松山市長 野志 克仁

乙